

調布市下水道包括的維持管理業務委託 (第2期)

公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月

調布市 環境部 下水道課

1. 趣旨

調布市下水道包括的維持管理業務委託（第２期）に係る公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という）実施要領（以下、「実施要領」という）は「調布市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき調布市下水道包括的維持管理業務委託（第２期）（以下、「本業務」という）受託者選定について必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)件名

調布市下水道包括的維持管理業務委託（第２期）

(2)業務の目的

本業務は、市が管理する下水道管路施設等の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設等に係る機能維持及び維持管理業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、本業務に要求する業務内容等は、別冊の要求水準書に示す。

(3)委託期間（業務期間）

契約締結日（令和９年４月１日）から令和１９年３月３１日までの１０年間

(4)対象施設（令和８年３月３１日時点）

管路施設：対象延長約 567 km

・合流式： 1,832.37 ha, 523 km

・分流式： 122.36 ha, 汚水 18 km, 雨水 26 km

(5)業務の内容等

本業務に含まれる業務は次のとおりである。業務内容の詳細については、要求水準書に示すとおりである。

１）統括関連業務

- ・統括管理業務
- ・情報管理業務
- ・初動対応業務

２）ストックマネジメント関連業務

- ・点検業務
- ・調査業務
- ・計画策定業務

３）維持管理業務

- ・伏越清掃及び調査業務
- ・清掃業務（計画的対応）
- ・清掃業務（緊急的対応）
- ・修繕業務（計画的対応）
- ・修繕業務（緊急的対応）
- ・調布幹線等しゅんせつ業務

4) その他業務

- ・雨天時水質調査業務
- ・管理用地草刈業務
- ・可搬式排水ポンプ保守点検業務

3. 見積上限額

本業務の見積金額の上限は次のとおりである。

3, 3 3 2, 2 7 4, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

本事業は、調布市議会において令和9年度予算及び債務負担行為等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。この場合、本プロポーザルに要した費用は、参加者の負担とする。

4. 受託者の決定等

4.1 プロポーザルの種類

本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して本業務を受託する受託者を決定する公募型プロポーザル方式を適用する。なお、プレゼンテーション審査を行うものとする。

4.2 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「調布市下水道包括的維持管理業務委託審査委員会」（以下、「委員会」という）を設置している。委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

委員会は、受託者の選定を行うにあたって、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下、「参加者」という）に対し、参加表明書、企画提案書および見積書の提出を要請する。

なお、参加者が、募集公告から優先交渉権者の選定までの間に本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

4.3 プロポーザル参加資格の確認

市は、参加表明書を提出した参加者について、「7.4 参加表明時の提出書類」に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

市は、参加者が「6. 参加資格」に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

4.4 企画提案審査

市は、参加者から提出された企画提案書について、「7.6 企画提案書類の提出」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

なお、参加者が多数あるなど、市及び委員会が必要と判断した場合は、市において事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

4.5 プレゼンテーション審査

市及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーション審査を実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

プレゼンテーション審査の実施日は令和9年1月20日（水）とする。

プレゼンテーション審査は、企画提案書に記載した内容について、原則として配置予定の統括管理技術者等が行うものとする。

プレゼンテーション審査の時間は、質疑応答を含めて 60 分程度とし、参加者の説明は 30 分以内とする。

プレゼンテーション審査に際して、スクリーン及びプロジェクターは委員会が用意する。その他ノート型パソコン等の必要機材は、参加者が適宜用意すること。

なお、提案説明資料の当日配布は一切行わないこと。

4.6 優先交渉権者の決定

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、プレゼンテーション審査の結果を踏まえ、得点化（技術評価点の算出）を行う。市は、参考見積価格について得点化（価格評価点の算出）を行う。技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

市及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も優れた提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

優秀提案を行った者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優先交渉権者を選定する。

4.7 総合評価点の算出方法

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ 700 点及び 300 点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点（700 点満点）} + \text{価格評価点（300 点満点）}$$

4.8 企画提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受託実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、別表のとおりとする。

4.9 選考結果の通知等

市は、選考結果を参加者に速やかに文書で通知（令和 9 年 2 月 3 日（水）予定）するとともに、「9. 本業務に関する問合せ先」に示す本業務に係るホームページ（以下、「ホームページ」という）で公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表するが、この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

4.10 契約手続き

市は、優先交渉権者と契約交渉を行い、本事業に関わる予算議決後、本契約を締結する。業務契約の詳細については、別冊の契約書（案）を参照のこと。

なお、議会の同意が得られない場合、当該契約は無効となる。この場合は、仮契約に係る一切の費用を市は負担しない。

また、市は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

4.11 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、市はその旨を速やかにホームページで公表する。

4.12 参加者が 1 者であった場合の取扱い

参加者が 1 者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

5. 選考に係るスケジュール

- ① プロポーザル業者選定の公告・・・・・・・・・・令和8年 8月28日（金）
- ② 公募要領等に関する質問受付期限・・・・・・・・・・令和8年 9月11日（金）
- ③ 公募要領等に関する質問への回答公表・・・・・・・・・・令和8年 9月25日（金）
- ④ 参加表明書の受付開始・・・・・・・・・・令和8年10月21日（水）
- ⑤ 参加表明書の受付締め切り・・・・・・・・・・令和8年10月28日（水）
- ⑥ 参加資格確認結果の通知・・・・・・・・・・令和8年11月 6日（金）
- ⑦ 企画提案書の受付開始・・・・・・・・・・令和8年12月14日（月）
- ⑧ 企画提案書の受付締め切り・・・・・・・・・・令和8年12月28日（月）
- ⑨ プレゼンテーション審査参加資格承認通知・・・・・・・・・・令和9年 1月13日（水）
- ⑩ プレゼンテーション審査日・・・・・・・・・・令和9年 1月20日（水）
- ⑪ 結果通知・・・・・・・・・・令和9年 2月 3日（水）
- ⑫ 本契約・・・・・・・・・・令和9年 4月 1日（木）

6. 参加資格

6.1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の上記を認める。

優先交渉権者は、本契約の締結前までに、本事業を実施する受託者である特別目的会社（以下、「SPC」という）を設立する。なお、SPCは、会社法に定める株式会社とし、本店所在地は調布市内とする。

参加グループの構成企業のうち、SPCへの出資を行う企業（以下「出資構成員」という）は、SPC設立時に出資を行うものとし、設立時の優先交渉権者以外からの出資は認めない。

参加グループの構成企業には、SPCへの出資を行わない企業（以下「非出資構成員」という）を含めることができる。ただし、非出資構成員は、本事業において担当する業務を明確にし、事業期間を通じて当該業務を履行するものとする。

参加グループの場合、代表企業は出資構成員でなければならない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超える保有割合を維持するものとする。なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

参加グループは、構成企業のうち1社以上を市内に本店又は主たる営業所を有する企業（以下「地元企業」という）としなければならない。地元企業は、出資構成員又は非出資構成員のいずれでも可とする。ただし、地元企業は本事業において担当する業務を有するものとし、その役割及び担当業務を提案書において明示しなければならない。

非出資構成員及び地元企業の変更又は脱退については、事前に市の承諾を得なければならない。承諾を得た場合においても、1社以上の地元企業が参加グループの構成員でなければならない。

6.2 プロポーザル提案に参加する者に必要な資格条件等

参加者の構成および必要な資格条件等は、次のとおりとする。

- ① 本事業には複数の法人による応募を認めるものとし、その場合は代表企業を定めた参加グループとして応募すること。
- ② 参加グループの構成企業のうち少なくとも 1 社は、調布市市競争入札参加資格の承認を得たものであること。
- ③ 前項の構成企業が調布市において指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 調布市暴力団排除条例（平成 24 年調布市条例第 27 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ⑥ 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年調布市要綱第 8 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- ⑧ 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- ⑨ 本事業のアドバイザー業務の受託者、及び本事業のアドバイザー業務の受託者から業務の一部を受託した者は、本事業の受託者選定に係る参加者及び参加グループの一員となることはできない。

本事業のアドバイザー業務の受託者は以下のとおりである。

・公益財団法人日本下水道新技術機構

6.3 参加資格確認基準日

参加者は、上記 6.2 に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の受付締め切り日（令和 8 年 10 月 28 日（水））とする。

6.4 参加資格者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加グループの代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合は失格とする。

また、代表企業以外の構成企業が資格喪失した場合は、当該企業は、失格とする。この場合当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は構成企業の追加を認める。

6.5 類似業務の兼任等に関する制約

本事業を実施する S P C が、東京都内の地方公共団体が発注する水の官民連携事業（以下、「類似業務」という）を受託することを認めるものとし、他の道府県の類似業務の受託は認めない。この場合、類似業務の参加表明前に市の承諾を得なければならない。

S P Cの代表取締役が、類似業務における他のS P Cの代表取締役を兼任することについては、一切の制約は課さない。

要求水準書（案）に定める本事業の統括管理技術者が、類似業務の統括管理技術者（同様の責務を有する配置技術者を含む）を兼任する場合には、東京都内の類似業務に限り認めるものとし、他の道府県の類似業務における兼任は認めない。この場合、類似業務の参加表明前に市の承諾を得なければならない。

7. 募集に関する手続き等

7.1 入札図書の配布

入札図書は市ホームページにて公表する。

7.2 公募要領等に関する質問の提出

公募要領等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月11日（金）17時15分まで

(2) 提出方法

表7-1に示す公募要領等に関する質問書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより「9.本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「公募要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

表 7-1 公募要領に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
公募要領に関する質問書	様式1	● 質問は様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

7.3 公募要領に関する質問への回答公表

公募要領に関する質問への回答は、令和8年9月25日（金）にホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

7.4 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書（様式2）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和8年10月21日（水）から令和8年10月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時15分まで。ただし、12時から13時までを除く。）

(2) 提出方法

「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、表7-2に示す書類を1部提出すること。

表 7-2 参加表明時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等	部数
参加表明書	様式2	● 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。	1部

7.5 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年11月6日（金）までに、参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

7.6 企画提案書類の提出

参加者は、企画提案書類提出届（様式3）とともに企画提案書等（様式4～7）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和8年12月14日（月）から令和8年12月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時15分まで。ただし、12時から13時までを除く。）

(2) 提出方法

「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

企画提案書提出時は、以下（表7-3および表7-4）に示す書類を提出すること。

提出部数は、企画提案書類提出届（様式3）および見積書については1部、企画提案書および実績調書については7部（正本1部、副本6部）とする。

実績調書における業務実績及び配置予定技術者については、契約後に再委託することを確認済みである再委託先に限り、記載を認める。ただし、参加者（構成員を含む）の実績と再委託先の実績については区分し、評価対象とする。再委託先の実績等を記載する場合には、契約後に当該業者に再委託することを確認する旨の覚書等の書類を添付すること。

表 7-3 企画提案書提出時の提出書類(正本)

提出書類	様式	作成要領等	部数
企画提案書類提出届	様式 3	● A 4 版ファイル綴じ ● 合冊製本とする ● 見積書の様式は任意	1 部
実績調書	表 7-5 参照		
企画提案書	表 7-6 参照		
見積書	任意		

表 7-4 企画提案書提出時の提出書類(副本)

提出書類	様式	作成要領等	部数
実績調書	表 7-5 参照	● A 4 版ファイル綴じ ● 合冊製本とする	6 部
企画提案書	表 7-6 参照		

※社名等を特定できる表現（ロゴマークを含む）をすべて削除又は塗りつぶすこと。

表 7-5 実績調書

提出書類	様式	作成要領等
出資構成員の包括委託・統括管理業務の実施実績	様式 4	● 履行した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。
配置予定業務従事者等調書	様式 5	● 配置予定業務従事者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。

表 7-6 業務提案書

提出書類	様式	作成要領等
業務実施体制に関する提案	様式 6	● 記載内容は各様式及び別紙「審査項目及び点数配分表」を参考にする ● 必要に応じ図表を用いて、簡潔かつ明瞭に記述すること ● 各様式に示された枚数制限以内とすること
統括管理に関する提案	様式 7-1	
情報管理に関する提案	様式 7-2	
初動対応に関する提案	様式 7-3	
調査・点検・計画策定に関する提案	様式 7-4	
維持管理に関する提案	様式 7-5	
その他業務に関する提案	様式 7-6	
地域貢献に関する提案	様式 7-7	
緊急時・災害時対応に関する提案	様式 7-8	
その他の提案	様式 7-9	

(4) 留意事項

企画提案書の作成に当たっては、市から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 業務実施体制については、可能な限り企業名（構成員以外の再委託先を含む）及び配置予定技術者を記載すること。
- ② 副本においては企業名および企業名を特定できるような表現（ロゴマークを含む）は記載しないこと。
- ③ 提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ④ A4版ファイル綴じとする。
- ⑤ 原則として横書きで記載すること。
- ⑥ 使用する文字サイズは、10.5ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑦ すべてのページに通しの番号を付け、表紙の次には目次を添付すること。
- ⑧ 各様式中に掲げる事項を十分に踏まえること。

7.7 応募の辞退

参加表明書（様式2）の提出以降、企画提案書の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和8年12月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時15分まで。ただし、12時から13時までを除く。）に、辞退届（様式8）を「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

8. 募集に係る留意事項

8.1 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8.2 募集の取りやめ等

市は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合し又は不隠の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

8.3 応募の無効

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たし

ていなかった場合は、応募は無効とし企画提案書を提出できない。

8.4 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。

8.5 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

8.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示、その他市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、市は必要な範囲でこれを無償で 사용할 ことができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2) 提出書類の返還等

参加者から提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、市が指示をした場合を除き認めない。

(3) 提出書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求められることがある。

(4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

8.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

8.8 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

8.9 失格要件

市は、次の場合には、当該参加者を失格とする。この場合、参加者が損害を受けることが

あっても、市は、その賠償の責を負わない。

- ① 提出方法、提出期限又は様式に適合しないもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があるもの
- ③ 見積書の記名、押印又は金額の記載がないとき。若しくは金額を訂正したとき
- ④ 見積書記載の金額、記名、件名又は印影が認知しがたいとき
- ⑤ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑥ その他不相当と認めるもの

8.10 その他

市は、本実施要領に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、ホームページにより参加者へ通知する。

9. 本業務に関する問合せ先

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 8階

調布市 環境部 下水道課（担当）管理係：松井

電話：042-481-7228・7230 F A X：042-481-7550

窓口受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時15分（土日祝日を除く）

電子メールアドレス：gesui@city.chofu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.chofu.tokyo.jp/>

別紙

調布市下水道包括的維持管理業務委託（第２期）
審査項目及び点数配分表

審査項目		審査内容	配分	
価格点	見積価格	最低価格満点方式とし提案価格を評価	300	
技術点	業務実績等	統括管理業務の実績数	100	700
		業務遂行責任者の官民連携事業への参画実績		
		総括管理技術者の有資格状況及び統括管理業務への参画実績		
	事業遂行能力に関する提案	事業実施体制	120	
	各業務の実施方法に関する提案	統括管理業務	300	
		ストックマネジメント関連業務		
		維持管理業務		
		その他業務		
	地域貢献に関する提案	地域貢献に関する提案	180	
	緊急時・災害時対応に関する提案	緊急時・災害時の考え方		
その他の提案	費用削減に関する提案			
	市民サービスの向上に関する提案			
	業務改善に関する提案			
合 計			1000	

ただし、業務実績等を除く技術評価点６００点（＝７００点－１００点）の審査員評価点が１５０点以下となった場合は、申し込みが１者であっても失格とする。